

日本税理士会連合会
会長 平田公敏殿



平成8年5月20日

全国青年税理士連盟
会長 岩田俊一
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12
電話03(3-3-5-4)-4162

「牛島税理士訴訟最高裁判決」に関する質問書

時下、貴会におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
また日頃当連盟の活動にご理解をいただき有り難うございます。

貴会においてもすでにご承知のとおり、平成8年3月19日に最高裁判所第三小法廷（園部逸夫裁判長）は、牛島税理士訴訟事件について判決を言い渡されました。

そもそも今回の事件は、南九州税理士会（以下南九会という）が昭和53年6月の定期総会において、税理士法改正運動に要する資金とするため、各会員の思想信条を侵害して5千円の特別会費を強制徴収しようとしたことに端を発したものであります。

最高裁は、決議の無効などを訴えた牛島税理士の請求を棄却した福岡高裁判決を破棄したうえ、自らの判決によって決議の無効を確定させ、損害賠償についてのみを原審に差し戻しました。

この最高裁判決の中で、第一に、税理士会のような強制加入団体が「政治上の主義もしくは施策の推進、特定の公職の候補者の推薦などのため、金品の寄付を含む広範囲な政治活動をすることが当然に予定されてた政治団体」に金品の寄付をすることは、税理士会の目的の範囲外の行為として無効と断じ、第二に、税理士会が強制加入団体である以上、様々な思想・信条および主義・主張を有する者の存在が当然に予定されることを指摘したうえで、多数決原理にもとづく税理士会の活動にも、そのために会員に要請される協力義務にも「おのずから限界がある」とする。そのうえで「政治団体に対して金品の寄付をするかどうかは、選挙における投票の自由と表裏を成すものとして、会員各人が市民としての個人的な政治的思想、見解、判断等にもとづいて自主的に決定すべき事柄」だと判示しております。

上記の判決は、南九会に対して言い渡されたものでありますが、昭和55年提

訴以来、特に第一審の熊本地裁判決後は、当時の貴会の顧問弁護士より「南九会が控訴することは得策ではない」と進言されていたにもかかわらず、貴会が積極的に控訴を進言し、かつ多額の裁判費用を負担してこの裁判を支えてきたとも言われております。もし、この裁判に積極的に関与していたならば、貴会は被告そのものでありその責任は重大であります。

そこで当連盟では、貴会が「最高裁判決の重みをどのように捉えているか」を判断したく、下記の点について質問をいたしますので平成8年6月20日までにご回答下さるようお願い致します。

1. 本件訴訟に関し、貴会が南九州税理士会に対してどのような指導監督を行ったのか。
2. 本件訴訟に関し、貴会が訴訟費用及び弁護士費用を負担したと言われているが事実か。また事実だとすればその負担した金額の明細を公表しその責任をどのようにとるつもりか。
3. 税理士の信用、品位を傷つけた以上、提訴以来の南九会及び貴会の執行部の懲戒処分は検討しているか。
4. 福岡高裁に対して昭和62年12月12日に元日税連専務理事四元正憲氏より「税理士会53・54年度特別会費及び役員選任関係比較表」（乙第9号証）が提出されている。その中で南九会のほかに東北会及び北陸会が特別会費を徴収しているが、この2つの税理士会に対してこの特別会費を返還するよう指導監督しているか。
5. 貴会の機関誌「税理士会」にたびたび日本税理士政治連盟（以下日税政という）の記事が掲載されているが、貴会の「目的」の範囲内の記事ではないはずである。日税政関連の記事に関し今後どのようにしていくつもりか。
6. 税理士会費と税政連会費の一括徴収を行っているところがあるが、今後どのように指導監督していくつもりか。